

九州電力株式会社株式会社代表取締役社長 殿
九州電力株式会社株式会社川内原発所長 殿
質問及び要望書

経産省前テントひろば
東京都千代田区霞が関 1-3-1
070-6473-1947

7月16日、原子力規制委員会は、九州電力川内原発1、2号機が、言うところの「新規規制基準」に適合しているとの「審査書案」を提示し、以後1か月のパブリックコメントに付されることになりました。

以下、質問と要望を申し上げます。

質問1

規制委員会が、今進めている各原発の審査に対して、去る3月川内原発1、2号機の審査を、他の原発に先駆けて優先的に審査を進めることになったのは、基準津波において3・7mから5・2mに、基準地震動において540Gから620Gにそれぞれ引き上げた事によるとされています。

なぜ九州電力が、引き上げを行ったのでしょうか。平成25年の7月における審査請求時においては、それぞれの数字は3・7m、540Gでした。それを半年も経たないうちに数字を引き上げたその理由を明確にしてください、ということです。

質問2

上記のような基準津波並びに基準地震動を引き上げたことに際して、原子炉压力容器、格納容器、各種配管、配線等を始めとする重要施設について、どのような補強、対策が施されたのか、具体的に教えて下さい。特に原子炉压力容器、格納容器、各種配管等については、格別のことは行っていないとすれば、その理由を教えてください。

質問3

8月3日、口永良部島の新岳で噴火がありました。34年ぶりとのこと。川内原発は、火山の爆発について「重要な影響はない」とし、モニタリングをすれば（比較的早期に）大爆発を予知できるとの立場のようですが、この口永良部島新岳の爆発を予知できたのですか。対象外とは言えないはず。この爆発について、予知できたか、予知しなかったかを質問いたします。

以上、ご回答は8月末日までに、表記住所当て文書でお願い申し上げます。

要望

当面する状況の中では、少なくとも公式には、原子力委員会、国または政府、地方自治体（鹿児島県及び薩摩川内市の首長）のいずれもが、原発の安全性という問題について、責任を負ってはいないことになっており、それでは貴九州電力そのものが安全性について担保する覚悟があるのかと言え、そうではありません。したがってかような状態での川内原発1、2号機の再稼働は到底許さるべきことではありません。

貴九州電力としても原発の安全性を担保できないのですから、かような川内原発1、2号機の再稼働を絶対に止めて下さい。仮に貴社が「安全である」とヤケクソで言ったとしても、「ヤラセ」の前科のある貴社を信用することなど到底できることではありません。

以上質問すると共に、強く要望するものであります。

以上

2014年8月6日

経産省前テントひろば